

控 訴 状

2010（平成22）年1月29日

東京高等裁判所民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 菅 野 泰
外弁護士46名

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

公金支出差止等請求控訴事件

訴訟物の価額 金 12,800,000円

貼用印紙額 金 88,500円

上記当事者間の千葉地方裁判所平成16年（行ウ）第68号公金支出差止等請求事件につき、同裁判所が平成22年1月19日言渡した判決は不服であるから控訴を提起する。

原 判 決 の 主 文

- 1 本件訴えのうち、以下の部分を却下する。
 - (1) 被告千葉県水道局長及び同千葉県企業庁長に対し、八ッ場ダムに関し、特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金、水源地域対策特別措置法12条1項1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金の支出の差止めを求め

- る部分のうち、平成21年6月23日までにされた支出に係る部分
- (2) 被告千葉県水道局長及び同千葉県企業庁長が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実の違法確認を同被告らに求める部分
- (3) 被告千葉県知事に対し、八ッ場ダムに関し、河川法63条に基づく受益者負担金の支出の差止めを求める部分のうち、平成21年6月23日までにされた支出に係る部分
- (4) 被告千葉県知事に対し、八ッ場ダムに関し、千葉県水道局長及び千葉県企業庁長が特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行う一般会計から水道事業及び工業用水道事業特別会計に対する繰出の差止めを求める部分
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告らの負担とする。

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被告千葉県水道局長及び千葉県企業庁長は、八ッ場ダムに関し、次の各負担金を支出してはならない。
- (1) 特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金
- (2) 水源地域対策特別措置法第12条第1項に基づく水源地域整備事業の経費負担金
- (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
- 3 被告千葉県水道局長及び同千葉県企業庁長が、国土交通大臣に対し、八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。
- 4 被告千葉県知事は、八ッ場ダムに関し、次の各負担金及び繰出金を支出してはならない。